

契 約 書 (案)

件 名 会津大学タクシー使用単価契約

契 約 金 額 別記1単価表のとおり
(契約金額は消費税及び地方消費税を含まない額)

業務の仕様等 別紙仕様書のとおり

契 約 期 間 2020年4月1日から2021年3月31日まで

契 約 保 証 金 免除

上記について発注者 公立大学法人会津大学 を甲とし、受注者 業者名 を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって一般乗用旅客自動車（以下、「タクシー」という。）を運行しなければならない。

(使用料金の請求及び支払)

第2条 乙は、毎月末日に締め切りを行い、1か月分のタクシー運行に係る料金（以下「使用料金」という。）を翌月5日までに甲に請求するものとする。

2 前項における請求金額は、契約金額に1運行ごとの使用回数（片道）を乗じて得た金額（円未満切り捨て）に100分の10に相当する額を加算して得た金額（円未満切り捨て）の合計とする。

3 タクシーの運行に伴い、有料道路利用料、駐車料等が必要となった場合には、乙が立替えし、これを使用料金と併せて甲に請求するものとする。

4 甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに使用料金等を支払うものとする。

5 甲は、自己の責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払日までの日数に応じ、請求金額に対して年〇〇％の割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(機密の保持)

第3条 乙は、この契約の遂行に伴って知り得た甲の業務上の機密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱うにあたっては、別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償)

第4条 乙は、第1条に基づくタクシーの運行中に、その責めに帰すべき事由により事故その他の理由で甲に損害を与えたときは、通常生ずべき損害について、賠償の責任を負うものとする。

る。

- 2 前項に関わらず、乙は、その責めに帰すべき事由によりこの契約を履行することができなくなったときは、賠償の責任を負うものとする。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。
- 3 乙は、タクシーの運行中、甲が第三者の故意または過失により害を受けた場合には、乙の責任の有無に関わらず、当該第三者との交渉について甲に協力するものとする。

(天災地変、不可抗力による無償延期等)

第5条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰することができない事由により、この契約を履行することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、第7条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(契約の解除)

第6条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰すべき理由により、甲の配車要求に従わないとき、又は甲の指示に反した運行を行ったとき。
- (2) 前号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないものと認められる場合。
- (3) 天災その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により、この契約を履行することができなくなったとき。
- (4) 乙が第9条の規定に違反したとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として、契約解除部分相当額（契約金額に予定数量を乗じて得た額から契約が解除された日までの甲の支払額を減じた額）の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務につ

いて履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（契約の変更等）

第8条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更することができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（談合による損害賠償）

第10条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても摘要するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（予定数量）

第11条 当該契約の予定数量を超えてタクシーを使用する場合、又は、予定数量に満たない場合であっても、第8条に定める場合を除き、当該契約期間中は契約金額を変更しないものとする。

(契約外の事項)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第13条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2020年 月 日

(甲)

福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合90

公立大学法人会津大学

理事長

(乙)

別記 1

単 価 表

(会津大学タクシー使用単価契約)

車両区分	指定地域	年間見込回数	片道換算	単価（片道料金） （消費税及び地方消費税を含まない額）
小型車	福島市方面	往復18回	36回	円/回
	郡山市方面	往復18回	36回	円/回
		片道15回	15回	円/回
	いわき市 方面	往復1回	2回	円/回
	白河市方面	往復1回	2回	円/回
	南相馬市方 面	往復6回	12回	円/回
ジャンボ	福島市方面	往復3回	6回	円/回
	郡山市方面	往復1回	2回	円/回

別記 2

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報（福島県個人情報保護条例第2条第6号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととともに、当該従業者に個人番号（死者に係るものを含む。以下同じ。）を含む特定個人情報の保護に関する研修等をするなど、適切な教育を施すものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第75号。以下「番号法」という。）第19条各号（第7号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に関して知り得た個人番号を含む特定個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年12月18日付けで特定個人情報保護委員会が定めたもの）（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないように厳重に保管しなければならない。

4 乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しする場合又は災害発生時その他の緊急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等（原本であるか第6により作成した複写又は複製であるかを問わない。）の一切をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は乙が廃棄するものとする。乙が当該資料等（紙に印刷されたもの及び電子媒体等に記録したもの。）を廃棄する場合、乙は当該特定個人情報をいかなる手段でも復元又は判読が不可能な方法により廃棄するとともに、当該廃棄に係る記録を保存することとし、当該廃棄処理を行ったことの証明書等を甲に提出して甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 この契約に係る特定個人情報の取り扱いについて、番号法に違反した事案又は番号法違反のおそれがある事案が発覚した場合、乙は、前項の規定による甲への報告のほか、事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）の規定による措置を講ずるよう努めるとともに、甲及び特定個人情報保護委員会の指示に従うものとする。

3 前項の場合において、甲は独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）、管理運営基準その他の関係規程に基づく措置を講ずるものとする。

(調査等)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

2 甲は、乙が業務に関し取り扱う特定個人情報の管理状況等について、業務の契約に係る第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査するなどの調査ができるほか、乙に対して当該契約の遵守状況に関して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。